

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 陽百合園グループホーム（共同生活援助）運営規程

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人英集会（以下「事業者」という。）が設置する陽百合園グループホーム（以下「事業所」という。）において実施する、共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

## （運営方針）

第2条 指定共同生活援助の実施にあたっては、利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を適切に行うものとする。

2 前項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年岐阜市条例第64号）に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 指定共同生活援助を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 陽百合園（ひなゆりえん）グループホーム
- （2）所在地 岐阜県岐阜市安食1228番地

## （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ・管理者 1名（常勤職員）

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- ・サービス管理責任者 1名以上（常勤職員）

サービス管理責任者は次の業務を行う。

- （1）適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- （2）アセスメント及び支援内容の検討に基づき、事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項（以下、「指定共同生活援助計画」とい

う。)の原案を作成すること。

- (3) 指定共同生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した指定共同生活援助計画を記載した書面（以下「指定共同生活援助計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (4) 指定共同生活援助計画作成後、指定共同生活援助計画の実施状況の把握、モニタリングを行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて指定共同生活援助計画を変更すること。
- (5) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の利用状況等を把握すること。
- (6) 利用者の心身の状況、おかれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 事業所における前項以外の職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 1名以上（非常勤職員）

生活支援員は、作成された指定共同生活援助計画に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるように必要な支援を行う。

- (2) 世話人 2名以上（非常勤職員）

世話人は、作成された指定共同生活援助計画に基づき、食事の提供、健康管理、金銭管理の援助など日常生活を営むために必要な援助等を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

指定共同生活援助 6名

（主たる対象者）

第6条 事業所においてサービス提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者〔肢体不自由者に限る〕（18歳未満を除く）
- (2) 知的障害者（18歳未満を除く）
- (3) 精神障害者（18歳未満を除く）

（サービスの内容）

第7条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定共同生活援助計画の作成
- (2) 相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 職場・障害者支援施設等との連絡・調整
- (7) 財産管理

- (8) 急病等緊急時の対応
- (9) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- (10) 夜間における支援

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費又は訓練等給付費の支払を受けるものとする。この場合、提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。事業者は当月分に要した費用について、翌月15日頃に明細を付して文書により利用者に請求する。

(1) 食事の提供にかかる費用

1食あたり 朝食300円、夕食550円 (外注による提供)

(2) 家賃

1か月につき 全室 22,000円

(3) 光熱水費

1か月につき 実費

(4) 日用品

1か月につき 実費

(5) 前各号に掲げるもののほか事業において提供される便宜のうち日常生活においてその他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用にあたっては、次に規定する内容に留意することとする。

(1) 利用者は、施設、設備、敷地を本来の用途に従って、利用するものとする。

(2) 利用者は、利用者が施設、設備、備品等について、故意または重大な過失にて滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

(3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合は、利用者と事業者との協議により、施設、設備、備品等の利用方法を決定するものとする。

(4) 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、事業者及び職員が利用者の個室等を点検し、必要な措置をとることを認めるものとする。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとする。

(5) 利用者は必要で適切な治療を継続し、健康管理を行うものとする。

(利用負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下、「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時における対応)

第11条 現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供したサービスに関する利用者及びその家族（以下、「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により岐阜県知事が、また、法第48条第1項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害時に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関へ通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他

必要な訓練を行なうものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業所は、その業務上知り得た利用者の個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施

(5) 虐待防止委員会の設置

(身体拘束等の禁止)

第16条 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとして、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事前に利用者及び代理者の同意を得た上で、心身の状況並びに緊急やむを得ない理由と

その他の必要な事項を記録する。

(2) 身体拘束適正化検討委員会の設置と検討結果の周知徹底

(3) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(4) 職員への身体拘束等の適正化の研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次の目安を設けて行うものとし、又業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業所は、指定共同生活援助の利用について市町村または相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人英集会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年2月13日から施行する